

1. 令和2年第4回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和2年9月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第102号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第103号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌孝
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	青木 修
教育長	熊田 一泰	市長公室長	日置 美晴
総務部長	古田 年久	建設部長	小酒井 章義
教育次長	佃 良之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 大坪 一久

議会議務局長 岩田 亨一
議会議務課長 補佐

議会議務局長 補佐 松山 由佳

◎開議の宣告

○議長（山川直保君） 皆さん、おはようございます。議員各位には、連日の出務御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、6番 三島一貴君、7番 森藤文男君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 田 中 義 久 君

○議長（山川直保君） それでは、4番 田中義久君の質問を許可します。

4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） それでは、議長の許可を頂きましたので、質問通告に沿いまして郡上市の災害応急対策、その中で今日は避難所運営を中心に質問させていただきます。

さきに7月豪雨災害があり、また今月9月は防災月間であります。また台風シーズン、こういうことでもございまして、市民生活の安全、安心、そして自主防災活動の強化を含む災害応急能力の向上を願っての取組でございます。よろしくお願いいたします。

今夏7月は、連日大変な豪雨で、九州から東北地方まで広範囲に災害が発生しました。特に、熊本県の65人をはじめ、全国で84人もの尊い人命が犠牲となり、お悔やみを申し上げる次第でございます。

さらには、4名の方が行方不明という報道にも接しています。

岐阜県でも、郡上市のお隣、下呂市や高山市を中心に県下市町村広く被災し、特に国道41号とJ

R高山線の崩落、損壊をはじめ、多くの道路網が寸断されました。

しかしながら、JR高山線は7月23日に全線が復旧し、国道41号線も8月17日から片側交互通行が可能となるなど、官民を挙げての素早い復旧工事に対しまして、私は一丸となって困難を乗り越えていくこの力強さ、これをうれしくありがたく見ておった次第でございます。被災者の皆様にお見舞いと同時に、御尽力頂いた関係の皆様に敬意を表したいと思えます。

市内におきましても、大和町島地内の地滑り、土塊崩壊がありました。私も現地へ足を運びましたが、地区の皆様の夜も寝られない御心配、避難、移転等の大変な御苦労に対しまして、また昨夜も避難勧告が出て、その対応があったとお聞きしておりますけれども、きょうも安心できる状態ではなく、心からお見舞いを申し上げます。

岐阜県郡上土木事務所、また郡上市、そして事業者の皆様の昼夜を分かたぬ御努力に感謝を申し上げ、復旧工事につきましては市内の各地域含めまして、これからが本番です。国と県のお力を頂いて、どうかより早く十二分の対策を講じていただきますよう、日置市長さんには引き続き特段のお取組をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

さて、質問です。避難所運営についてお聞きをいたします。

郡上市地域防災計画、きょう持ってまいりました。非常に精緻な、緻密な計画ができております。また、避難所につきましては、ことしのコロナ対策も含めた避難所運営マニュアルができております。非常に迅速に、そして分かりやすくこうしたものが作られております。

この7月は、郡上市でも大雨特別警報が発令される事態となり、数次にわたって避難準備、高齢者等避難開始、また避難勧告及び避難指示（緊急）が発令をされました。

まず初めに、7月豪雨において市内7地域別で避難所は何か所開設され、それぞれに何人の避難者があり、どれだけの期間滞在されたのか、概要で結構です。担当部長さんから御説明をお願いいたします。

○議長（山川直保君） 田中義久君の質問に答弁を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、お答えさせていただきます。

7月豪雨におきます地域別の避難所の開設数及び避難者数でございますが、避難者数は最大の避難者数ということで御理解をお願いします。

八幡町が27の避難所で73人、大和町が2つの避難所で81人、それから白鳥町が16の避難所で34人、高鷲町が11の避難所で7人、美並町が7つの避難所で71人、明宝が2つの避難所で49人、和良が3つの避難所で15人ということで、合計としましては68の避難所で最大の避難者数として330人、世帯数にしますと146世帯ということになります。

なお、避難所での滞在時間としましては、長い方で一晩を避難所で過ごされたということござ

います。八幡町で7月6日から7日にかけて11人と、7日から8日にかけて3人の計14人でした。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) ありがとうございます。お聞きしますと、最大時には市内全域で合計146世帯、330人という多くの皆さんが豪雨の中、不安に避難をされていたということが分かりました。これ結構大きな人数だというふうにお聞きをしました。

避難所というものはやはり大事だと、そしてなおさらそこに行かれた方のその過ごす時間、大変な対応すべきことであるなどというふうにして改めて思った次第でございます。

次に、避難所開設と運営に係る、あるいは地域防災計画と実際の運用についてお尋ねをします。

この6月に、避難所運営マニュアルがコロナ禍に対応して改定をされました。災害発生時には、私も経験をしたことがありますが、災害対策の各支部では、例えば土のうをつくり、あるいはそれを配送する、また限られた職員の中で多くの緊急業務やたくさんの要請が入ってきます。

緊迫した状況の中で、そしてこの防災計画の中では、これは指定避難所のことではありますけれども、一定期間滞在が必要な指定避難所においては、本部福祉班と支部救援班が連携し、職員を駐在させて適切な運営管理を行うようなことも書いてあります。恐らくこれは、一定期間長く滞在するという形のものではあると思います。

しかしながら、また一方、マニュアルをよく読んでみますと、もともと市職員のみでの立ち上げは困難であると。運用は市だけではできないと、こういうふうな認識を前提にしまして、十分周知啓発や訓練を行った上で、自治会、地区会の役割、これがより強く打ち出されております。私はこれが現実的なやり方であろうと思っております。

また、自治会、地区会には、この防災計画よりはマニュアルにおいて周知されているんだろうというふうに思います。

そこで、この計画とマニュアル、そしてさらにはその実態の中にいろいろな差が、違いが出てきておると思いますので、今後の整理に向けて少し検証の意味で、その点につきまして担当部長から今後の課題も含めてお聞きしたいと思います。

○議長(山川直保君) 総務部長 古田年久君。

○総務部長(古田年久君) お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、地域防災計画では避難所の開設は、災害対策本部においては福祉班、同支部においては救援班が担当すると。指定避難所を開設したときは福祉班と救援班が協力して運営管理を行うこととしております。

一方、避難所運営マニュアルでは、より具体的に記述をしまして、災害時に迅速な避難所の開設、管理をするため、各避難所に避難所管理責任者を置くこととなっており、市の管理施設の場合は支部救援班が、その地域に居住する職員からあらかじめ責任者に任命をしてあります。

また、自治会等の管理施設にあつては、自治会長ないし地区長が自治会内から責任者を任命しておくこととなっております。

さらに、発災直後は、管理責任者等が中心となりますけど、市の支援を得ながら避難者による運営組織を形成し、段階的に自主防災組織に移行することとしております。

計画には、市あるいは自治会の管理する施設ごとで責任者が異なる記述となっておりますけれども、実態としては市が勧告等を発令した際に、開設を周知した避難所には市管理または自治体管理にかかわらず、可能な限り全避難所に職員が赴き、必要な準備を行っております。

ただし、避難者がいない場合もございますので、以後の管理運営については自治会にお願いしているのは実態でありまして、そのときの状況に応じて計画あるいはマニュアルに基づかない対応を行っているということでもあります。

計画とマニュアルに乖離がある点は御指摘のとおりですが、今後の方向性は共助による自主防災組織主体の運営が望ましいというふうに考えておりますので、県とも協議しながら計画のほうの見直しを検討していきたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中義久君。

○4番（田中義久君） ありがとうございます。計画では、相当市の関与、これが色濃くありまして、今のお話のように避難所に出向くような形が割と書いてあったと。

今ですから総務部長さんお話のように、やっぱり見直しをする必要が出てきているんだろうと思いますが、実際現実にはそういうふうにはなっていないんですね。要するに出向いて行くことができるところもあるけれども、出向いて行けないところも相当数あると、こういうことでもあります。

それで、それに関連した質問であるわけですが、私が聞いたかったことは、職員のこの災害応急活動に限界がある中で、また自主防災力の強化へ向けて、今の乖離といいますか、実際と計画の違い、マニュアルは実際に近いわけですが、それに対するその検証、そしてもう少し今後の改善対策というものを、少し突っ込んでお話し合い頂けないかなというふうに思います。

私から少し指摘すれば、まずマニュアルの普及啓発が十分ではないということですね。これは、特に今年のコロナ禍で、この春様々な会合が持てなかったことが一つの原因ではないかというふうに思います。

しかしながら、そうした中で実際には災害に突入していったわけですから、やはり一定の状況、難しい会議を開く難しい状況があっても、防災の大事な情報はお伝えをしていくと、こういうこと

が必要ではないかというふうに思うわけですね。

ですから、現実の災害応急能力を高めていくためには、非常に大事な検証をしていく必要があるということでありまして、今回1か所に50人、100人、300人ということにはなかったわけですが、これからそういうことがないわけではありません。避難誘導と移送をどうしたらいいのか、そういう問題もあります。

今や大災害が毎年頻発する時代であります。8月末の大規模現地訓練では、新型コロナウイルス感染症の患者さんを引き入れる場面も出されたと、そういうことでありますから、それを職員のいない場でやっていかななくてはいけないという事態が起こる心配もあります。

そういうことにつきまして、その検証、もう少し突っ込んだ改善対策を担当部長からお話を頂きたいと思えます。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それではお答えさせていただきます。

反省点につきましては、一部地域で7月豪雨以後の自治会長会で御意見がありまして、「4月から自治会長を受け、何も分からないまま避難所運営を行わなければならない。大変苦勞した」というようなお話を承っております。

この避難所の運営のあり方につきましては、議員御指摘のとおり、市全体を通じた大きな課題というふうに認識をしております。このことにつきましては、地域差はあるとは思いますが、自治会が主体的に避難所を開設していただけたところもあります。

しかしながら、今後の対応としては避難所運営マニュアルを全自治会に配布しておりますので、年度当初の自治会長会で避難所運営に係る基本的な事項の説明を行いまして、また9月の訓練時には、特に避難所の運営訓練を主体的に行っていただくこと、加えまして年度末には、次年度の自治会長さんへの確実な引継ぎを行っていただくようお願いをし、繰り返し毎年度の啓発に努めたいというふうに考えてございます。

なお、本年度の市大規模現地訓練は、明宝地域を会場にコロナ禍における自主防災組織の主体による避難所運営訓練を実施しました。地域を巡回しての訓練ですので、次年度以降もこうした取組を続けることで、広く全市に研修機会の提供ができるものと期待をしております。

また、本年度コロナの関係で、御指摘のとおりですが集合研修できませんでしたが、市が行う自主防災組織育成研修会、これにおきまして避難所運営をテーマに実施したいというふうに考えております。

なお、また違ったケーブルテレビ等の媒体も使いまして、こういう周知も含めてやっていきたいというふうに思っておりますし、もう一つの問題としまして、自主防災組織の強化が課題であるというふうに考えています。

方向性としましては、それぞれの自治会の考え方もありますので、すぐには難しいというふうには思いますが、自治会と自主防災組織の長は別に置いていただくこと、また、自治会での防災士取得を管掌し、自主防災組織に防災士を位置づけ、仮に自主防災組織の長が交代しても、対応できる組織体制にさせていただくよう啓発に努めたいというふうに思います。

なお、防災士の名簿は、防災士会の御協力も得まして自治会長会で配布し、地域で御活用いただけるよう周知はしてございます。これらのことは、自治会の主体性によるところでございまして、一朝一夕になし得ることではございませんので、引き続き啓発、支援をしてみたいと思います。

最後に、御指摘の現コロナ禍において、避難所に多くの方が来られた場合の対応としましては、学校の体育館にあつては、教室部分も避難所として開放していただくこともお願いしておりますし、今後の対応として、民間の宿泊施設も避難所として利用させていただくよう、協定締結に向けた準備を進めておりますので、一つでも多くの宿泊施設に御利用、御理解を頂けるよう努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) ありがとうございます。具体的な対策も考えられたということで、その検証が今後役に立っていくというふうにうれしくお聞きしました。

この点をお尋ねしたのは、よくやられているところもあります。やはり専門のその役の方が継続してやっていたところでは強いといいますか、ですが、私も3か所の避難所を訪問しまして、いろいろと課題があるなど実感をしました。

災害時に大変弱い御立場となり、辛い思いをされてみえるのが避難者であると思います。御高齢であつたり、お体の不自由な方もおられました。自分で食べ物、飲み物を持参できない、買いに行けない場合もあります。

ちょうどその当日、お話をしていましたら、その御年配の方が「私は夕べも食べとらんし、今朝も食べとらん」と、こういう話になりまして、これは申し訳ないなど。そこへちょうど市の職員が巡回で来てくださりまして、そしてそこで話したら、すぐ戻って非常食、あるいは食べる物と飲料水を持って来てくれました。

ですから、その巡回がいいタイミングで、そしてそれをきちんと連絡が伝わっていけばいいんですけど、必ずしもそういうふうではないということ。あるいは、体育館に少人数で板場にいるということも、なかなかつらいですね。そのときはちょうどマットがありましたけども。

また、細かなことですが、防災セットの中のラジオや懐中電灯の電池が切れているというものの中にはありました。気象情報を聞き取りたいのに、テレビがそこにはない。あるいは、防災行政無線も聞きづらい、こうした施設は担当職員が常時巡回管理しているわけではありませんから、むし

ろいざあつてはならないんですけども、いざというときにこういうことが中には起き得ると、こういうことを思って、それに備えないといかんといいふうに思うわけですね。

ですから、今回はコロナ禍における避難所対応ということで、消毒やソーシャルディスタンス、そういう配置もされる、あるいは市としてもそうしたコロナ対策で相当担当の職員もプラスの御苦労があったと、これは承知をしております。

一方で、その運営される側となった地区長さん、自治会長さんですが、今総務部長さんもお話しになりましたけど、大変御苦労されたわけでありまして。今言われたとおりです。

新しい役員になって、何かマニュアルの説明を受けたわけでもないけども、夜中に電話がかかってきて、戸を開けよと。そして、そこで避難所を運営してくれと、こういうことになるわけですから、そうすると、その中にどういふ防災備品があつて、そしてどういふ人が来られるんだとか、いろんなそういう心の準備とか、そういうことがなかなか今回は特にコロナ禍でできなかったわけですけども、それはやはり混乱を招いたということでありまして。そういうことが実は地区長さんの生のお声でありました。

避難所開設が毎年恒例の行事で、毎年災害がやってくるにつれて熟練していくということではないので、引継ぎということもなかなか難しいと思ひます。

それから、避難所が細かく八幡の場合はたくさんあります。そうすると、職員の声も届かない、巡回もなかなか行けない、こういうこともあります。なおさら自主防災会の皆さんが、自分たちでやっていける前もつての十分なやり取り、そして備えをしておく必要があるなということ、私としても実感をしたわけでありまして。

そういうことを通じまして、3点確認のようなことと提案のようなことをさせていただきたいと思ひますが、やはり年度初め、あるいは平常時において施設と備品、この防災の避難所の運営方法を熟知した職員が、しっかり各地区の避難所を巡回して、そしてそこを管理してみえる自治会長さん、地区長さんとその現場で話し合いをする、説明会を持つ、そういうことをしていくということが非常に大事ではないかと思ひます。

そのことを分かつてみえる、うちはいいよというところもありますから、分からないところを順番にやっていくということでもいいと思ひます。双方が年度初めに顔合わせをして、何かあればすぐホットラインでつながるような、職員と住民の自治会長さんとの信頼関係、絆づくり、そういうことにもつながっていくのではないかといいふうに思ひます。

いずれにしても職員が現場に出向く、現場の状況を知るといふことは、非常に大事だと思ひます。

そして、2つ目は職員が減っていますから、そういう説明会、管理を補完するためにほぼ避難所は市の施設です。そうすると、市の施設には管理人がみえます。教育委員会、公民館の職員であったり、近隣の方にお任せしている場合もありますが、その方にその防災備品の管理を、毎月1日は

全部つけて管理してくれと、それを毎月やるんだと、そういうことを仕事としてもう位置づけておくと。そうすれば、電池が切れているということはないということになるのではないかと思いますけども、そういうふうな毎月1日を防災点検の日として、全避難所においては、近隣の管理者の方がお守りをしてくださる。あるいは、そういう職員がそういうことを業務として取り扱うと、そういうことも一つのやり方だと思います。

実は、これ避難所マニュアルの中にそういうことも書いてはあります。それを実行していくということになるとは思いますけど、それが2つ目であります。

それから、3つ目は、予備自衛官という言い方が正しいかどうか分かりませんが、管理人のいないところにおいては、地元在住の市役所のOBとか、あるいは防災士の方であるとか、そういうことについてよく分かっている方が地区の防災主事、予備自衛官のように、そのときに大きな力を発揮していただくような仕組みをうまくつくるということはできるんじゃないかと。

これまさに市民協働の一つの在り方だというふうに自分は思いますけれども、自治会長さんと連携しまして、配備してある防災備品の管理も、それからマニュアルの支援も、そして行政との橋渡しも、日常の防災活動の啓発も、そういうことを行っていくと、そんなようなことも仕掛けとしてはできるのではないかと思います。

そういうことを含めまして、この辺任用も含む話であります。市長さんからお答えを頂けたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、田中議員には郡上市の職員として在任中に理事、総務部長として、まさに今お話のあった地域防災計画をはじめ、市の防災の責任者として尽力を頂いてきたところでありまして、また今回は立場を変えて、議員という御立場で現場に足を運んで、そして自治会長さんや地区長さん、あるいは住民の皆さんの生の声を聞いていただいて、そうした中から感じられた点、考えられた点、そうした点を御指摘頂いたというふうに思っております。その御指摘は重みがあり、傾聴すべきことが多々あるというふうにお聞きをさせていただきました。

まず、御指摘にありましたように、今日職員の数も非常に減っておりますので、避難所の運営をいわゆる自主防災会、実質的には自治会、地区会の会長さん方、そうした方々に大きく依存をしなければならぬという実態でございます。

そうであればこそ、御指摘にあったように、お願いしたいこと、あるいは現場の様子、そうしたものをきちっと御説明をして、いざというときに何をしたいのか分からなかったと、困ったというような状態にならないようにしていかなければならないというふうに思います。

この点は、毎年各旧町村単位に、私もその時間帯の一部を出ておりますが、各地域の自治会長さ

んをお集めして、その年度におけるいろんなお願いごとを説明しております。

しかし、非常にたくさんの分野にわたる連絡事項、お願いごとでございますので、防災の点は非常に大きい重要なことではありますが、時間の制約からそんなに詳細には触れられないという状態がございます。

そういう中で、一応お願いをしたと、御説明をしたというような形で終わっていますと、どうしてもいざというときには、詳細な説明は聞いとらんと、実際どこに何があるか分からんというようなことになると思いますので、先ほど総務部長もお答えをしましたけれども、いろんな機会を捉えて、そして今後確かに年度初めには、もう少し丁寧な説明、それでよく分かっているところは、確かにおっしゃるようにいいと思うんですけども、特に不安のあるようなところですね、そういったところについては、確かに現場、現物を確認しながら、しっかりいざというときにお願いしますよという、そうした説明をする機会を持ちたいというふうに思います。ぜひそのようなふうにしていきたいというふうに思います。

それから、備品の話でありますけれども、恐らく田中議員が行かれた施設に、実際にそういうことが起こったということですが、備品に恐らく3種類ぐらいあるんじゃないかと思うんですね。その施設に特に防災備品だということだけでなく、備品としていざというときに役立つための施設の備品として置いているものと、それから、自主防災会が根拠地として置いているところには、自主防災会が市の補助を受けて買った防災備品もございます。

それから、もう一つ我々が防災備品と普通言っているのは、防災備蓄倉庫に普段は備蓄をしておいて、それをいざというときにそれぞれの避難所へ持ち込むダンボールベッドであるとか、発電機であるとか、そういったものがございます。

そういう物の中で、それぞれの備品がいざというときに使えるようにしておくことはもちろんでございますので、特に防災備品という位置づけではないかもしれませんが、しかしそのときに必要不可欠なラジオだ、懐中電灯だというようなものについては、その施設の備品として、その施設の管理者の責任のある方に平常時から点検をしておいていただくように、そのことはお願いをしてみたいというふうに思います。

それから、3点目ですけども、いわゆるそれぞれの地域に、いわば地区防災主事というような人を置いてはどうかというようなことではありますが、この点は検討すべきことではあるかと思いますが、まず我々は先ほど申し上げましたように、自主防災会の会長さんなり地区長さん、そういった方にしっかり責任感を持ってやってもらうようなことを、まず第一義的に考え、御提案の趣旨は生かせるかどうか検討させていただきたいと思います。

また2点目、少し申し忘れましたが、そういう常駐の施設の職員が非常勤ですがいるようなところについては、防災マニュアルの説明も一つの職務に加えてもらったかどうかという話があります

が、それは例えば公民館の専任主事等のことをおっしゃっているんだろうと思いますけど、公民館の専任主事は、公民館活動という範疇の中で仕事をお願いしておるものですから、ちょっと避難所の運営マニュアルまで地区の皆さんに説明したりということをお願いするのは、ちょっと荷が勝ち過ぎるかなという点もございますので、その点はむしろ市なり振興事務所なりの職員が責任を持って説明をするように対応したいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) 大変心のこもった、そしてこれからの改善対策をお話し頂きましてうれしく思いました。

ただ、先ほど予備自衛官と申しました。通告の中にはその文字入れていませんでしたけど、持っている能力を潜在化している、そしてそれが発揮していただいたら大きな力になるというものが発出される仕組みと申しますか、そして、それはあまり人件費がかかるものではなくて、そういうふうないい仕組みを、先ほど申し上げたような人たちになっていただくのも、一つの手ではないかというふうに思いますので、ぜひ御検討は頂きたいというふうに思います。

それから、もう一つ言うと公民館も、実は公民館活動というのは社会生涯学習とか、社会教育だけではなくて、地域福祉であるとか、防災であるとか、地域振興とか、いわば小規模多機能自治と申しますか、まさに住民自治のとりでとして防災は、その中の大きなことになるんであろうというふうに、この頃言われている事例が出てきました。

そういう意味では、郡上市の中で先進的なモデル事例として、そういうふうな発想を持って、そして職員が必ずしも行かなくても、そういう方が地域の中でやってくれるんだと、そういう分担があってもいいかもしれない。これからの時代の中では、そういうことも考えていけるのではないかというふうにして思いました。よろしく願いいたします。

あと実は避難所運営上、地区長さん方が責任を問われた場合にどうするかと、こういう質問を掲げておりますが、いずれにしてもこの避難計画の冒頭、リード部に災害発生に伴い人命の安全を第一に避難活動を実施し、及び避難路の安全性を確保すると、こういうふうに書いてあるわけです。

恐らくこれ書いてあるということは、市の責任ということがその後ろにはあるんだというふうに思いますが、この頃はですね、要するに避難の指示は市長が出して、そしてその避難の誘導とか移送とか避難所運営は地元でやれよという話になりますと、そこに本当に大きな、一方は責任が現場であっていろんなことを言われる、一方は避難指示を出さなくちゃいけない、そこにそういう問題が起きてまいります。

できるだけこれについてちょっと御返答につきましては、またあれでしょうか、していただく、だめですか。ああ、そうですか。

それなら、少しこのいわば地区長さんの責任範囲につきまして、ちょっと市長さんの御見解を頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御回答申し上げますと申し上げましたけれども、すっかりこうだということは、ちょっと申し上げられないということではありますが、いろんな災害時に避難をするというときに、私ども確かに市長名で避難勧告、避難指示等を出します。そして、実際に住民の方には避難をしていただくわけですが、その際に、特に自主防災会等の方々、あるいは要支援者については、その都度特定の方を避難する際にサポートしていただくというか、そういった方をお願いするという形になっています。

恐らく御質問の趣旨は、そういう避難をする際に、実際に要支援者とか、そうした方々に何らかのけがを負わせてしまったとか、ともに事故に巻き込まれてしまったとか、そういうような場合に、その避難を介助する人の避難要支援者に対する法的責任はあるのかという問いだというふうに思いますけれども、結論から言うと、恐らく避難指示を市長が出しているので、そういう活動に当たっていただいた方の第三者に与えた責任は、全て市にあるとはちょっと言いにくい点、それはその実際の避難に当たって、ケース・バイ・ケースで、例えば当然その避難の誘導に当たっていただく方が危険を予見できたかとか、あるいは著しい不注意によって、不幸にもそういう事故に巻き込まれてしまったかという場合には、一定のそういうことをされた、していただいた方に法的責任が及ぶ場合もあるかもしれないというふうに思っています。

したがって、全てそういう活動に当たっていただく方が関与して起こったそうした事故は、全て市が責任を持つとまでは、ちょっと言い切れない点がある。ケース・バイ・ケースで判定をしていかなければいけないという問題はあります。

ただ、そうしたいわば災害時の公共のために応急業務に携わっていただく方ということでございますので、現在のところ、例えばその応急の業務に携わっていただく方自身が災害に遭った場合というような場合には、一定の損害補償があるというところまでは、申し上げたいというふうに思います。

お尋ねの点については、全てが全て市が責任を持つということは、ちょっと言いにくい面もあるということを申し上げたいと思います。

（4番議員挙手）

○議長（山川直保君） 田中義久君。

○4番（田中義久君） ありがとうございます。その点をお聞きしたかったわけですが、おっしゃるとおりだというふうには理解はしております。

しかし、何といたっても自主防災活動を精いっぱいやっていただくためには、こういう時代ですか

ら、何かあったときに保険適用があるということは、大事なことではないかと思えますね。

ですから、そういうことも、その御案内しているその方数十人とか、そこまでっていうと大変なことにはなるんだと思えますけれども、在り方につきまして御研究頂けたらというふうに思います。

それから、6番目に上げておりましたのは、実は防災士の関係ですね、郡上には180人を超える資格取得者がありまして、非常に大勢でございます。一昨日も防災士会、自分も研修委員会に出ましたけども、73人の防災士会員が、非常に御熱心に取り組をされてみえます。

昨日も八幡の北部地区では、地区長さんが集まられて、そこに防災士が2人出て防災避難所運営について会合を持ったわけでありましてけれども、そういうふうな防災士が何とか地域で大きな力を発揮していただくということを願って、これも提案をしようと思いましたが、先ほど総務部長さんからこちらの希望するお話を既にしていただきましたので、ぜひちょうど今防災担当の総務部の中に、担当参与もおられます。ぜひ積極的にお力を引き出していただくと、そういう連携構成を、構造を構築していただきたいということでございます。よろしくお願いたします。

それぞれ本当に御丁寧な御答弁を頂きました。こういうことは、どこまでやっていいという問題もありませんし、どんな災害がいつ来るか分かりませんから、そりゃもう全てケース・バイ・ケースになりますが、最大限の備えをしておきながら、その場になったら着実に仕事ができると、着々とやるしかないわけですから、そういうふうな備えをぜひ十分取っていただきたいと思えます。

先般、議員セミナーでお聞きしたんですけれども、自助・共助・公助といいますけど、その「共助」のところを「近助」と言っていました。要するに近くの方々が助け合う、向かい三軒両隣の近所の方が、まさにその力を出し合う、それが非常に防災対策においては大事だと。

私は近助と言われたんですから、僕はそれ以降は近助というふうに言っていますけど、近く助けるという字ですね、まさに逃げろと伝えたのが誰か、逃げるのを助けたのは誰か、そういう命にかかわる一番の問題は家族であり、この近所です。ぜひ近所が大いに力を持っていただけるように、一緒になって取組を高めていただきたいというふうに願って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、田中義久君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定いたします。

(午前10時11分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 森 藤 文 男 君

○議長（山川直保君） 7番 森藤文男君の質問を許可いたします。

7番 森藤文男君。

○7番（森藤文男君） それでは、山川議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、大項目として1点のみでございます。豪雨災害における連携についてでございます。少し、その連携という言葉に焦点を絞って質問をさせていただきます。3点ほどございますのでよろしく願いをいたします。

さて、近年の、本当に、異常気象というのは、恒常化というふうな様相で、災害はいつ、どこで起きてもおかしくないというふうな状況でございます。

記憶の新しいところでは熊本県の球磨川、山形県の最上川、また、県内においては下呂市、飛騨市、本市においても甚大な被害が起きております。被災された方には本当にお見舞いを申し上げるとともに、犠牲になられた方には心より御冥福をお祈り申し上げます。

この豪雨災害、台風も含めてでございますが、少し遡ってみますと1959年、昭和34年9月26日、あれは伊勢湾台風であります。私は、この伊勢湾台風の12日前、私は当時、生後12日後ということですので全くその記憶はございませんが、伊勢湾台風とともに災害の歴史が始まったというふうなことで過言ではないと思います。

この伊勢湾台風というのは、国際名としては、名前がついておりまして、ベラというふうな国際名がついてあるそうです。

この伊勢湾台風というのは、非常に、本市においても長良川の堤防が決壊し、7名の方が犠牲になられたということで、白鳥町の白鳥ひばり町というところがありますが、被害を後世に伝えるために伊勢湾台風不忘の碑というふうなものが建立をされました。これが、不忘の碑、伊勢湾台風の不忘の碑ということで、こういった災害を後世に、本当に語り継いで、教訓にして災害防止にということで、この実行委員会には6番の三島一貴議員もここに加わってみえましたので、今後も、本当に、また御尽力をいただきたいというふうにして思っております。

また、1981年、昭和56年です。これは御承知だと思いますが、56の豪雪の年であります。この56年の豪雪の傷も癒えないまま、7月の12日、本市も大きな豪雨災害を受けております。土石流が多く発生し、多くの被害がありました。私は、ちょっと、大和町ですので、当時の、この大和村の神路川、古道川、落部川、栗巣川、大間見川、小間見川といった支流も非常に氾濫をしました。ここに、その当時のDVDが、これ、25分ほどのDVDがあるんですが、当時のその大和町の神路地区、洞口地区、あとは、この福田地区といったところの災害の様子がこれに収められております。私も、これをよく見させていただきました。当時の方が、本当に、先人の方たちがこういうことを教訓に、いろいろと、後ほど申し上げますが、砂防堰堤等の建設により、今日の私たちの、ある意味、安

心・安全、そういった生命も守られているんじゃないかなというふうにして考えます。

また、2018年、平成30年、これは、本当に記憶には、皆さん、新しいと思いますが、7月豪雨、記録的な大雨でございました。県内で初めての特別警報が発表されました。郡上市においても、降り始めからの累計です、これは7月3日からの21時から7月8日の24時まで4日間ですが、白鳥の長滝では1,009ミリ、高鷲ひるがので1,058ミリ、この累計の降水量というのは、これは平年の降水量の年間3分の1に当たるというふうな、本当に大変な大雨であったということがうかがえます。1時間の最大雨量として美並町では113ミリ、最大24時間雨量、白鳥長滝では423ミリ、高鷲ひるがのでは472ミリということでありました。この豪雨の影響を受けまして、私、地元の大和町では、奥田洞谷が、土砂災害により崩壊をいたしました。このことに関しましては、後ほどの土砂災害についてのほうで少し触れさせていただきます。

こういったことで、非常に、その平成30年6月28日から7月8日にかけての豪雨というのは、この郡上市において、様々な面において初めての体験とも言える状況をもたらしました。土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報に加え、県内で初めての特別警報が16市町村に発表され、本市もそのうちのひとつとなりました。いろんな、このときに言葉が出ております。線状降水帯、こういったことも、いろいろ出ておりました。また、このときに、9月4日、襲来した台風21号の暴風により、市内の広範囲で倒木が発生し、長時間の停電ももたらしました。

市は、対応に課題や問題点のあることを踏まえ、これを検証し今後の防災対策に資することを目的で、10の検証項目と34の検証の視点を定め、本庁各部及び各振興事務所から、また、7月豪雨に関しては、議員及び自治会長連合会各支部の会議で出された課題・問題点、それらに従って整理するとともに、課題・問題点を解決するための具体的手段について確認及び一部修正した上で取りまとめられました。それが、この対応検証報告書でございます。

この中には、申しましたように10の検証項目、34の視点ということで様々なことが書かれております。この中には、議員提案と一般質問での議員提案での言ったこともかなり網羅をされております。これも、こういった報告書を出されているわけでございますが、この全体的なことで結構でございますので、進捗の状況、また、これは平成30年でありましたので、令和2年にかけて2年たっておりますが、昨年、本年度も災害が起こっております。その、30年に作成した課題・問題点等が、いかにその効果として表れているのか。また、冒頭申しましたように、連携という言葉がこの中には多く使われております。具体的な、その連携の形というものをお示ししていただきたいと思っておりますので、この件につきましてお伺いをいたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 森藤文男君の質問に答弁を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

平成30年7月豪雨及び同年台風21号は、市内に同時複数箇所です砂災害や浸水災害の危険度が高まる状況となり、ほぼ市内全域に避難勧告等発令し、また、家屋への浸水被害や土砂の流入が発生するなど、郡上市に様々な面で初めての体験と言える状況をもたらしました。

議員御指摘のとおり、市では、平成30年10月に、その検証と課題を整理し、予算措置を伴うもの、そうでないものと振り分け、順次できることから取り組んでまいりました。

その中で、一部事例と併せて課題についても御説明をさせていただきます。

まず、1つ目に、災害が長期化する中で、市職員の体制の確保が課題であったということから、自治会等が主体となった避難所運営を推進することが望ましいとする方向性を示させていただきました。このため、令和元年開催の自主防災組織育成研修会におきまして、自助、共助の重要性を説明するとともに、避難所運営を自主防災組織で行っていただくようお願いをしたところでございます。

ただし、先ほど田中議員さんの質問でもありましたが、自主防災組織の長である自治会長が1年で交代する自治会も多いことから、毎年度の引継ぎのお願いと継続的な研修、啓発機会の提供、あるいは自主防災組織の長は自治会長とは別をお願いしていただくことが必要だというふうに思っております。

2つ目に、避難情報の発令に当たって、的確な情報把握を行うことが必要という課題から、危機管理型水位計を7基設置いたしました。これにより、市内には国、県が設置するものと合わせて39か所の水位計が整備されました。本年7月の梅雨前線の豪雨の際にも、この水位計の情報によりまして、より細かく情報が得られたということで、非常に、これ、効果が出ていたというふうに思っております。

それから、3つ目に、避難行動要支援者の的確・安全な避難が課題であり、その対応として個別計画の策定を行うこととしておりましたが、令和元年事業で各地域、自治会等の単位で説明会やワークショップを開催し、災害時要支援者の把握等を実施しました。また、本年度においては要支援者の個別計画を策定しまして、一部の要支援者には既に個別計画を配付しております。

さらに、施設整備面につきましては、予算に基づき進めさせていただきました、間仕切りですとか段ボールベッドなどは、過日、豪雨の際、一部避難所でも活用をしたところでございます。

ただし、ソフト面、具体的には自主防災組織による避難所運営は、地域ごとでの意識格差、対応に差がありまして、継続的な啓発や研修機会の提供などが必要だというふうに考えており、引き続きの課題というふうに認識をしております。

2点目に、連携につきましては、やはり、災害に関しましては市だけで対応できるものではございませんので、各種団体との情報共有や協力を意味するところであります。

幾つか連携という言葉を使用しておりますが、一例を申し上げますと、市と消防団は連携してい

たが、消防団と自治会は連携していなかったという課題がありました。ただし、地域によっては、既に消防団との協力関係が確立されている地域もございますが、十分に浸透しているというふうには考えておりません。

消防団の業務としまして、消防力の整備指針第38条第6号に、地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務という規定がありまして、自治会長は地域の消防団の責任者に対して災害活動を要請するということができます。今後、自治会長さんとも協議を行いながら、消防団幹部会議、最高幹部会議等において、災害活動の体制について団員に周知徹底をしていきたいというふうに思います。

このほかにも、社会福祉協議会などの各協力機関とも情報を共有しながら連携を密にしていきたいというふうに思っております。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保君) 7番 森藤文男君。

○7番(森藤文男君) ありがとうございます。

連携ということで、いろいろと、その連携にはいろいろ形があると思います。連携、連携と言いましても、非常に、その、漠然としとるというふうなところがございますので、やはり、具体的にどういった連携なのか、情報の共有であったり、行動であったり、そういったことが、私は、ある意味、見える化というふうにしてよく言われますが、見えるようにして周知を図るということも大切ではないかなというふうにして考えます。

次に、土砂災害について御質問をいたします。

災害には、この土砂災害、後ほど申し上げますが、河川災害、この2つの点について質問をさせていただきます。

この土砂災害、私が、この大和の地元であります、奥田洞谷というところがあるんですが、令和2年7月の豪雨により、7月の、これは8日です、午前9時33分に崩壊をいたしました。これは、平成30年の7月から数えて2回目の崩壊であります。

広報郡上の9月号には奥田洞について、特集というか、潜む危険ということで奥田洞谷のことについて記事を組んでいただきました。こういった災害というのは郡上市内の急峻な地形を見渡しても起こり得る可能性というのは非常にあります。その一例として注意喚起を促すためにも、ここに紹介をしていただいたということには、非常に、私は意義があることだと思います。

少し、この奥田洞谷についての紹介というかをさせて、ちょっと、いただきたいと思います。

これが、奥田洞谷、土砂崩壊の状況でございます。これが今年の6月15日には、以前平成30年のときと同じような状況でございましたが、7月の8日には、このように崩壊をしました。6月の11日には、ここで分かるように、非常に、その、亀裂が入って土砂がずっているというふうな、これ、

4メートルぐらいずっているんですが、こういった状況が見られたということで、早速、伸縮計とか、傾斜計というものを準備して、ここを監視、管理をしておりました。崩壊の後は、このように広大な部分で崩壊をしました。ここに、その、ビニールシートがございますのは、この亀裂のところに水が入ってさらに崩壊をしないようにということで、このビニールシートが張ってあったんではございますが、これの効果もなく崩壊をいたしました。

崩壊の状況として、ここに、ちょうど砂防堰堤があります。小さくて恐縮でございますが、ここには、砂防堰堤の少し後方のところに、これは立木止めというものが3基ございます。今回の崩壊によって、立木止めの威力というのが非常に発揮されたということで、これは立木止めの成果としては非常に貴重な資料、データということで全国に周知をしたいというふうなことも伺っております。立木止めのおかげと砂防堰堤のおかげで崩壊を免れたというふうなことであります。しかしながら、このように砂防堰堤もいっぱい埋まりまして、立木止めも全く埋まってしまったというふうな状況でありました。

奥田洞谷崩壊後の対応としましては土砂を緊急撤去されまして、立木止めが見える程度まで土砂をどけられました。今後は、仮設の、このワイヤーネットというものを張られ、また、砂防ダム、砂防堰堤のかさ上げということで対応をされるというふうなことでございます。

こういって、非常に、土砂災害というのは怖いものであります。この砂防堰堤、砂防指定地・急傾斜崩壊危険区域の指定地の状況としましては、砂防指定地の砂防設備状況、これ、市内では砂防堰堤が248基、流路工としては5万7,617メートルございます。急傾斜地の崩壊危険区域指定地の状況は市内が113か所、保全対象の危険区内の人家が864、被害の想定のある区域の人家が1,383、土砂災害防止法に関する管内の区域の指定の状況は土石流・急傾斜・地すべりの警戒区域が1,646等、非常に、こういったことから、急峻な地形であるというふうな郡上は、非常に災害が発生しやすい環境にあるというふうなことが言えると思います。

一方で、この砂防堰堤について少し説明をさせていただきます。

この砂防堰堤の機能についてでございますが、上流からの土石流を砂防堰堤で食い止め、下流への土砂流出を軽減します。軽減するということであります。川底にたまっている不安定な土砂の流出を防ぎます。ここにありますように、砂防堰堤が満砂、たくさん砂が詰まっても、これは、まず、砂をためます。砂をためると、大洪水、洪水により土砂が一気に出たときに、川底が緩やかになっているため水の流れが遅くなり、土砂が堆積し下流への土砂流出を軽減します。たまったこの土砂は少しずつ流されて、次の洪水のとき土砂を止める空間になる。こういった、砂防堰堤には働きがあります。

奥田洞谷では、こういった砂防堰堤等の設備はございましたが、今後、この、市内には、過去にも多くの土砂災害が多く発生しております。あくまでも、その奥田洞谷というのは代表的な一例で

はございますが、市として、具体的にどのような連携、ここでまた連携という言葉を使いますが、所管というのは、これは県の土木事務所ではございますけれども、市として県または国と、市民の安心・安全にどのようにして関わっているかについてお伺いをいたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、お答えをしたいと思います。

ただいまお話のありました土砂災害におきます対応であったり、県等との連携ということでございますが、まず、災害復旧が、災害が起きた場合の復旧工事、こちらを行います所管の範囲ではございますが、こちらにつきましては、基本的にはその施設であったり構造物を管理するものが復旧工事を行うということになってございます。当然、県の管理施設であれば県、市の管理施設であれば市が、その復旧工事を行うということでございます。したがって、市内にあるそれぞれ多くの施設につきましては、個々の施設、管理者が異なる状況ではございますので、一概にその所管の線引きをするということは、ちょっと厳しいところはございますけど、そういった中での対応はさせていただきますという状況でございます。そのために、県と市のどちらが実施するかということにつきましては、その災害発生箇所等の、その都度の状況によりまして調整を図っておるような状況でございます。

市民の皆様には、被災箇所等、もし発見された場合には、まずは市のほうに御連絡をいただくということで、そうしますと、また、市と県とで現地のほうの確認を行い、その施設の所管を判断しまして、それぞれが対応していくということになります。

先ほどお話ありました奥田洞につきましては、砂防関係の施設ということで、基本的には砂防施設に関しては県が施行なり、監理を行うというようなものでございます。

各自治会さんからも、例年、御要望をいただいておりますけど、それらにつきましては取りまとめまして、県の所管の分野であれば県のほうに市のほうから御要望させていただくというような対応も行っております。ときには、市民の方から直接情報をいただく場合もございますけど、そういった場合におきましても県の職員とともに現場のほう確認をさせていただきまして、対応なり、御説明をさせていただいておるという状況でございます。

ほかには、市が行います復旧工事、こちらの工法等につきましても県のアドバイスをいただいたりとか、あるいは県が行います事業の地元説明会、こういった場の調整であったり同席を市の職員も行っておるという状況でございます。

市民の皆様には、市の職員としてはより近い立場にありますので、そういったところでそれぞれの責任の中で対応させていただいておるという状況でございます。

（7 番議員挙手）

○議長（山川直保君） 森藤文男君。

○7番（森藤文男君） ありがとうございます。

各振興事務所の役割も非常に大事だと思います。そういったところの連携もかなり必要になってくるのではないかなと思います。大和振興事務所におかれましては、今、石田所長さんが、本当に市民の方に寄り添っていただき、避難所にも何度も顔を出していただいたというふうなことで、非常に感謝を申し上げます。

こういつて土砂災害につきましては、市のほうから土砂災害のハザードマップということで各自治会にこれがございますので、非常にこれは事細かく、非常にこれはいいふうにまとめられていますので、こういったことも参考に、ぜひ、されながら災害についての周知をさせていただきたいというふうにして思います。

避難所等についても、2番の長岡議員、4番の田中義久議員にも、先ほどもいろいろと、その問題提起をしていただきました。

こういった土砂災害についても、私は、治山という意味では森林と土砂災害についてでもいろいろと調べてはおりましたが、森林の保水力と土砂災害の関係、針葉樹、人工林と落葉広葉樹林、昭和30年代以降の拡大造林の影響とか森林経営計画、森林経営管理制度等も調べましたが、これは5番、蓑島議員、8番の原議員のほうからも質問ございましたので、これは承知をしましたので今回は質問はいたしません。

続きまして、最後に、この河川災害についてであります。

河川災害、これは、2018年には7月豪雨で、西日本豪雨であります。岡山県の倉敷市の真備町の氾濫、令和元年には長野県の千曲川、福島県、宮城県を流れる阿武隈川の氾濫をはじめ7県52河川73か所で崩壊をいたしました。

これ、なぜ堤防が決壊したのかといいますと、バックウォーター現象というものが関わっているというふうにして言われております。

バックウォーター現象にはタイプが2つございます。一つは、本流の水量が増し、支流の水が合流地点でせき止められて行き場を失いあふれ出すタイプ。これは岡山県の倉敷市真備町が該当いたします。もう一つは、下流で川幅が狭くなって水が流れる量が少なくなり、上流の水位が上昇するタイプ。これは長野県の千曲川での氾濫が該当いたします。

先ほど、連携について、その所管というものがあるというふうにして申し上げましたが、この河川の災害については、内水氾濫というものは、これは市が管轄、所管であります。内水氾濫というのは、大雨、豪雨の雨量が下水道、側溝、排水路の雨水処理容量を上回り、土地、建物や道路、地下道が水浸しになることが、これが内水氾濫。これは市の所管であります。一方、県の所管としましては外水氾濫ということで、大雨の影響で河川の水位が上昇して堤防の高さを超えたり、堤防が

決壊して水が勢いよくあふれ出す現象です。外水氾濫は、内水氾濫に比べると雨が降り始めてから浸水被害が発生するまでの時間が長く、河川付近で発生しやすいというのが特徴でございます。

市内には24の1級河川とそれに様々な支流がございます。合流地点でのバックウォーター現象などを想定した点検など、市民の安心・安全のために具体的にどのような、また連携をされているか、近年、想定を超える災害というのがありますので、このバックウォーター現象についてでも少し言及をしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、お答えをしたいと思います。

まず、お話のありましたバックウォーター、こちらについてですが、市内にはそうした現象の影響が想定される主な箇所としまして、有堤区間、いわゆる人工的な堤帯を造ったところ、こちらが吉田川、神路川及び牛道川が主な該当区間ということでございます。こちらにつきましては点検要領に基づきまして、県が、年1回点検を行っております。現段階では、それぞれ施設については特段の異常は見られないということをお聞きしております。

そのほかの取組でございますけど、県、市及び住民の代表の方と、いわゆる危険箇所の対応につきまして共通認識を持つことを目的にしまして、合同の巡視を実施しております。本年度につきましては、白鳥町の為真地区で行われております。また、水防計画に関する県、市の合同の会議の開催であったり、豪雨対応に対する合同の防災訓練なども行っております。

それと、内水氾濫についてでございます。

お話のように、市では道路側溝と雨水を排水するための構造物を設置した際に、当該施設につきまして流入する流域等を想定しまして、10年に1度降るであろうという雨量の算定から、これらに耐え得るような排水路の大きさであったりというものを検討して設置をしておるところでございます。

しかしながら、近年は、想定を上回るような雨量、雨が降るということで、水路等の越流、これによりますオーバーフロー、こういった現象もあるわけですけど、今後におきましては、こういった市の施設の改修に際しましては、その都度それらについての検討をして対応してまいりたいというふうに思っております。

また、職員におきまして市内のパトロール等行っておりますが、この際にも、そういった現象を確認できた場合には対応しておるといような状況でございますのでよろしくお願いをいたします。

（7番議員挙手）

○議長（山川直保君） 7番 森藤文男君。

○7番（森藤文男君） どうもありがとうございます。

浸水とか洪水に関しましては洪水浸水想定区域図というのが、また、市のほうから出ております。

これも、非常にためになる、参考になるということでありますので、こういったことが、毎年、各地域で行われている防災訓練等がございますので、そういったところで周知されると本当にいいのかなというふうにして思います。

最後にですが、市長さんに総括して答弁いただきたいんですが、日置市長さんにおかれましては、奥田洞谷にも何度も足を運んでいただきました。

今、その奥田洞については、安全のために避難をされている方が、11世帯39名の方ということであります。しかしながら、お盆前に何とか自宅に帰れたというふうな状況でありました。

しかし、この砂防堰堤等の工事が終了するのが四、五年かかるというふうなことであります。その間、本当に、この地域の住民の方は、避難をされたりということで非常に辛い思いもしてございますが、市としても、非常に御尽力いただきたいというふうな思いは強くございます。

いろんな情報、連携の中で、私も、大和の田中やすひさ議員、いろいろと情報もいただき相談もしながら、こういうことに乗り切っていこうということで進めております。いろんなことで微力ながら尽力をしたいということで進めております。

日置市長におかれましては、モノレールというものが、ちょうど、この奥田洞谷にモノレールが設置されまして、そこにその資材を運んだりするというふうなことで設置をされております。私は、遠巻きに、その奥田洞の現場を見ておりますが、市長さんは、本当にその頂上の現場まで行かれて、実際の実情も御覧いただいておりますので、総括して御答弁いただければというふうにして思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思っております。

森藤議員さんには、土砂災害あるいは河川の災害等々、様々な資料や写真をお示しいただきながら御質問をいただきました。

本当に、過去における災害も、郡上市にとっても大きな災害を幾つか被ってまいったわけでございますし、また、今回も奥田洞の災害というようなものがあるわけでございます。

ちなみに、先ほど伊勢湾台風のお話をされましたが、森藤議員さんが、生後まだ間もない赤ちゃんであったというお話がありましたけれども、私は、ちょうど15歳の高校1年生でございました。卒業したての大和北中学校の校舎が、長良川の堤防の決壊とともにもぎ取られてしまった、あるいは今の、ちょうど、八幡町と大和の境の神路の辺りで、国道156号と当時の越美南線が全て決壊をいたしまして、高校へ通うのに2か月半ぐらい仮道路とか、鉄道が復旧するまでに難儀をした覚えがございます。

それはそれとして、そういうことでございますが、今回の奥田洞でありますけれども、今お話がございましたように、私が、8月3日だったと思っておりますけれども、仮設をされたモノレールで崩壊

現場の一番最上部まで行ってまいりました。

確かに、下から見ているのとは違って、上から見る崩壊現場の迫力といいますか、大変なものでございまして、先ほどお話がありましたように、今回、よく、砂防堰堤と立木止めで何とか土砂が食い止められて、下の人家には直接の物理的な影響は及ぼさなかったという点は、本当に、その施設の機能の大切さということを感じた次第です。

住民の皆様方には、8月のお盆前に避難の指示が解除されたとはいうものの非常に不安定な状態で、昨日からも、先ほどもお話がありましたように、現在、避難勧告中ではございまして、今、関係の皆様は避難をしておっていただくというようなことで、当分の間、二重生活のような形を取られるということで、本当に、そのおかけをしている精神面、経済面の負担は大きなものがあると思います。そういう意味で、今回補正予算でお認めをいただいたような、被災住民の皆さんには、でき得る限りの支援もしてまいりたいというふうに思っております。

そういう中で、確かに、本当に安心していただくためには、最終的には現在の砂防堰堤を2.5メートルだったかと思いますが、かさ上げをしていただいて、受け止める土砂の量を今よりも多くしなきゃいけないという点がございまして、それを完成するには、県のほうでは数年とおっしゃっておりますけれども、私どもとすれば、でき得れば二、三年、三、四年というところで何とか工事を完成していただきたいということで、強力に今後もお願いをしてまいりたいというふうに思っています。

今回御指摘をいただいた様々な問題、そういう中に、一つはハードの施設、様々な河川、砂防、治山、こうしたものの施設整備をする必要がございまして。それから、もう一つはソフトの面でございますけれども、ハードの面は、今、国のほうは国土強靱化計画という形で3か年計画で、それがちょうど今年までです。で、ぜひ、私たちは、来年度も引き続き、非常に厳しい財政の中でもありますけれども、この国土強靱化ということは、引き続き、国の政策としても大きく進めていただきたいということをお願い申し上げていきたいというふうに思っております。

それから、実際の災害に当たって、先ほどから連携という話が出ておりますが、国、県から、非常に、私たちはホットラインで、私も、ホットラインで、例えば土木事務所長から、あるいは今回の大雨警報の場合は、ほぼ同時に岐阜の地方気象台長から私のところに電話がかかってまいります。そういうことで常に、気をつけてくださいよという助言をいただきながら、的確な避難の勧告とか指示とか、そういうものを出していく。あるいはそれに続く、また、避難所運営とか、いろんなものがあるわけですが、そうした意味のソフトの面も可能な限り最善を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

今後、奥田洞についても、本当に、早く住民の皆さんがふだんの生活が取り戻せるようにしっかり努力をしてまいりたいというふうに思っております。今回お言葉をいただきましたように、私も

思っておりますが、大和の振興事務所長をはじめ職員は、本当に、地域の住民の皆さんに寄り添って、よく対応してくれたということを思っておりますが、今後も、そのような形で丁寧なケアをしてもらうように私からもお願いをしていくつもりでございます。

以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森藤文男君。

○7番(森藤文男君) どうもありがとうございました。

連携ということで、議会も、本当に、いろんな情報交換等で議員の中でもやっぱり連携し、それがまた執行部とも密に連携して、いい、よりよいものにしていけばいいなというふうにして思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。丁寧な御答弁いただきましてありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分を予定いたします。

(午前11時01分)

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時20分)

◎議案第102号及び議案第103号について(質疑・委員会付託)

○議長(山川直保君) 日程3、議案第102号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第103号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

それでは、4番 田中義久君。

○4番(田中義久君) 4番、田中です。議案第103号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、今般、まん真ん中広場の管理棟のシャワー棟ですか、ここでのシャワー室利用につきまして、1人1回110円というふうに規定をするものを加えるということですが、私思いましたのは、非常に今スポーツ合宿村とか、ああいういわばセンターのセールといいましかですね、広く御利用を内外で頂こうというふうなことを、今進められておられます。

たまたまですけど、この間ラグビーのトップリーグの方と僕も教育委員会でばったりと廊下で出

会って、名刺交換しているんな話をしましたけど、そういうふうなことも我々としては視野に入れて施設活用、そして郡上市の振興につなげていきたいと、こういうふうを考えていることでございますが、そこで110円とだけ見ると、いろいろと検討されたんでしょうけど、一つはやはり市内の類似施設との比較はどうかと思って、自分としては条例を調べてみましたが、この同じ条例においては、白鳥体育館が30円という規定がありまして、ひどく安いなと思ってみたんです。

それから、郡上市のスポーツセンターにつきましては、自分も使うとき3,000円の1か月の中で、シャワー代というのは別になっていないんですね。そういうふうなことも思いました。

恐らく吠は別の条例において110円ということですから、こちらと合わせてあるんであろうとは思いましたけれども、そういう他の施設との整合のことはどういうふうに整理されてあるか。

とりわけ白鳥体育館の30円というのは、実際それでいいのかという疑問もありました。施設がよくないということを聞いていますので。

それから、もう一つは、先ほど申し上げたように、スポーツ合宿村構想で誘致する、例えばトップリーグの大選手に来てもらうような場合も、その場合の菅平でやっておられることの比較検討はされているか。あるいは、そして金額設定をするのは、これはやむを得ないことですが、運用上、スポーツ合宿村を推進する場合に、どういうふうな、よりいい運用をしようとされているのか、この3点をお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 答弁を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の市内類似施設との比較ということでございますが、議員おっしゃいましたように、高鷲吠高原スポーツ広場に平成30年度に設置しましたクラブハウスの中に、同規模のシャワー室があります。そこの利用の公平性を確保するために、その使用料と同額の110円と、まん真ん中広場のほうも110円というふうにさせていただきました。

それから、白鳥の体育館のシャワー室の話がありましたが、お話のように体育施設条例、この同じ条例の中に、1人1回当たり30円というふうに規定されています。

ただ、これは昭和50年にこの体育館ができて、同時にシャワー室が整備されたということで、もうかなり前の時代の例えばそのそういう金額でございます。当時のそういういろんな状況を勘案されて、30円というふうに当時の白鳥町で設定されたのだと思いますけれども、これはちょっと古いということもありますし、施設の的にも今の吠ですとか、まん真ん中広場のシャワー室とは少しやっぱり昔ですから、ちょっと質が落ちるものですから、そこの比較検討ということは、特段行いませんでした。

それと、菅平ですね、先進地である菅平などとの比較ということでありましたが、長野県の上田

市に公共の施設ですが、菅平高原アリーナというのがありまして、そのシャワールームの1人1回当たりの使用が100円ということになっておりますし、また近隣では愛知県の豊川市サッカー場、あるいは長野県の松本サッカー場なども、このシャワールームは1人1回100円というふうな金額設定となっております、本市の場合と差はないというふうに思っています。そういうところも、今回の設定の検討の材料とさせていただきます。

それから、スポーツ合宿村推進との立場からの運用というお考えでございますけれども、例えばそのサービスのために無料とするとか、金額設定を1人ずつじゃなくてというようなお考えもあるのかもしれませんが、受益者負担というような観点から、1人ずつの使用料として、今の市内、市外の状況を参考にこの形式とさせていただいたということです。

御承知のように、スポーツ合宿村構想というのは、特に郡上市の北部地域ですね、高鷲、白鳥地域へのグリーンシーズンの、スポーツ合宿の誘致を促進して、宿泊客の増加による観光振興ということで、当時高鷲観光協会のほうで立案された計画であります。

これに基づいて、今の高鷲吠高原の広場が当時天然芝等の整備がされました。教育委員会というのは、その後市のほうでもまん真ん中広場などのスポーツ施設の整備、今ですね、それからスポーツ合宿支援制度による宿泊費や交通費の一部助成も行っております。そういうふうに、大会や合宿の誘致に力を入れております。

北部地域だけではなくて、市域でスポーツ合宿の誘致を諮っておるというふうなことでございます。今後スポーツ合宿の誘致、あるいは大会の誘致は、スポーツコミッションが中心となって推進してまいりますけれども、コミッションによります設備利用予約とか、宿泊先の手配システムなどの今構築を図っているところでございまして、先ほど申しました合宿補助制度の継続ですとか、諸施設の改善を行っていきたいと思っておりますが、その中でシャワー室の使用料は、先ほど申しましたように受益者負担として徴収はさせていただくと。

そうでありまして、トータルでセンターセールというような話もありましたけれども、トータルで考えて、多くの方に利用させていただけるようなスポーツ合宿の受入れ環境を向上させていきたいというふうに思っておりますので、頂くものは頂きますが、サービスも向上させたいというような考えでおりますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） はい、ありがとうございます。いずれにしても、施設が内外精いっぱい活用されるように期待しております。市民の皆さんにも喜んで使ってもらえる、そしてよそからも来て使っていただける、そんなことで精いっぱい御利用になるように図っていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山川直保君） 以上で、質疑を終結いたします。

議案第102号、議案第103号は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました2議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月29日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第102号、議案第103号については、9月29日午後5時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時30分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 三 島 一 貴

郡上市議会議員 森 藤 文 男